

久喜市議会  
平成26年11月定例会  
市長提出議案質疑通告

平成26年12月10日（水）

## 質疑通告者一覧

### 【議案第81号 専決処分の承認を求めることについて】

通告第1号 猪股 和雄 議員 ..... 1

### 【議案第82号 平成26年度久喜市一般会計補正予算（第5号）について】

通告第1号 猪股 和雄 議員 ..... 2

通告第3号 矢崎 康 議員 ..... 2

### 【議案第93号 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例】

通告第1号 猪股 和雄 議員 ..... 3

### 【議案第94号 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例】

通告第1号 猪股 和雄 議員 ..... 4

### 【議案第96号 久喜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例】

通告第4号 杉野 修 議員 ..... 5

### 【議案第99号 久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例】

通告第1号 猪股 和雄 議員 ..... 6

## ○ 通告第 1 号 猪股 和雄 議員

## (1) p.11 投票所へのスロープ運搬

各地区ごとに、投票所数、バリアフリー化されている（既設のスロープがある）投票所数、スロープを運搬しなければならない投票所数を明らかにされたい。

## (2) 開票作業事務員の体制を説明されたい。

ア 人材派遣業務委託料の内容を説明されたい。

イ 開票作業にあたらせる予定の人数、市職員とそれ以外に分けて。

ウ アルバイト（学生など）の活用をどうするか。

## (3) 備品購入費で、投票用紙自動交付機は、現在何台あって、何台が不足しているのか。

新たに購入するものは、これまでなかった投票所の分と考えてよいか。

読み取り分類機は現在何台あるのか。買い換えか、増設か。

## (4) 総じて、開票作業の迅速化の計画と、開票作業終了時刻の目標をどう考えているか。

## (5) p.13 選挙運動用公営経費負担金の内容を説明されたい。

○ 通告第1号 猪股 和雄 議員

- (1) p.19 生活保護費国庫負担金、セーフティネット支援対策等事業費補助金、生活保護費県負担金の返還金が生じた理由を説明されたい。
- (2) p.21 出来野橋本体は8月に完成検査も終わっているのに、取り付け道路の工事が大幅に遅れているのはなぜか。

○ 通告第3号 矢崎 康 議員

- (1) P12、3目衛生費県補助金、1保健衛生費補助金の7コール・リコール等実証モデル事業補助金について。
  - ア モデル事業に採択された経緯を伺う。
  - イ モデル事業補助金終了後の事業の継続をどのように考えているか。

○ 通告第1号 猪股 和雄 議員

(1) それぞれの引き上げによる影響額は。

(2) 特別職の報酬の引き上げ（引き下げも）については、報酬等審議会の「意見を聞く」べきではないか。

報酬審議会条例第1条は報酬または給料の「額」については「意見を聞く」ことを義務づけている。今回の条例改正は月額が変わらないが、年額は変わるので、これに準じるのが適当と考えるが、いかがか。

(3) 本来、市長、議員等の期末手当の支給月数の増減を、職員給与の期末勤勉手当に連動させる必然性はないと考えるが、いかがか。

議案第94号	久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
--------	------------------------------

○ 通告第1号 猪股 和雄 議員

- (1) 他の自治体では、特に期末手当の支給日を考慮して「先議」としているところもあるが、そうしなかった理由を説明されたい。

## ○ 通告第4号 杉野 修 議員

(1) 第3条（指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件）について

ア 指定介護予防支援事業者は、地域包括支援センターとの連携が必要と思われる。

「地域包括支援センターとの連携を強化する」旨を明記する必要があるのではないか。

イ 地域ケア会議への参加を要する旨を明記する必要があるのではないか。

ウ 人権の擁護、虐待の防止のための体制確保と、その責任者を置くことの記述がない。規定しない理由を伺う。

(2) 第4章「運営に関する基準」について

ア 様々な障がいを持つ方や、認知症高齢者などの財産管理、介護サービスの利用契約などを成年後見人等が代行し、財産や権利を保護・支援するため、「成年後見制度の活用支援」の規定が必要と思われるがいかがか。

イ 指定介護予防支援事業者の「サービスの質の評価」はどこで行なうのか伺う。

ウ 第14条（指定介護予防支援の業務の委託）について、「指定介護予防支援の一部を委託するにあたっては、介護保険運営協議会の議を経なければならない」とあるが、このことは単に協議を行なうことなのか。また運営協議会の賛否の意思が反映されるのか伺う。

**○ 通告第1号 猪股 和雄 議員**

- (1) 児童福祉法の改正では、「第六条の三 ②この法律で、放課後児童健全育成事業とは小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」となり、「保育に欠ける」という概念自体がないが、このことをどう認識しているか。
- (2) 第1条「保育に欠けるもの」の規定をそのまま残すことにしたのはなぜか。
- (3) 児童福祉法では放課後児童健全育成事業に「保育を必要とする」の規定はないが、法に「保育に欠ける」という概念自体がないことを考慮すれば、放課後児童クラブ条例も、保育所条例と同様に「保育を必要とする児童」に改正するべきではないか。